

<p>四百六十四の二の二 マンションの建 替え等の円滑化に関する法律（平成 十四年法律第七十八号）第百五条第 一項の規定に基づくマンションの容 積率に関する特例の許可の申請に対 する審査</p>	<p>十六万円</p>
---	-------------

別表第一の四百六十四の三の項の下欄の2中「第六条第五項」を「第六条の三第一項」に、「一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合に該当する場合にあつては、当該」を「同法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の」に改め、同欄の2のイ中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、同表四百六十四の五の項の下欄の2のロ中「第六条第五項」を「第六条の三第一項」に、「一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合に該当する場合にあつては、当該」を「同法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の」に、「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、同表四百七十四の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同表四百七十五の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同表四百七十七の項及び四百七十八の項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>四百七十八の二 宅地建物取引業法施 行規則（昭和三十二年建設省令第十 二号）第十四条の十五第一項の規定 に基づく宅地建物取引士証の再交付</p>	<p>四千五百円</p>
---	--------------

別表第一の四百八十一の項の下欄の1のロ中「四万五千円」を「一万九千円」に、「十万七千円」を「五万七千円」に、「十七万千円」を「九万二千円」に、「三十三万七千円」を「十七万四千円」に、「六十万五千円」を「三十万二千円」に、「百四万千円」を「四十七万七千円」に、「百九十二万三千円」を「八十七万四千円」に、「二百七十四万二千円」を「百二十万四千円」に改め、同欄の2のロ中「第六条第五項」を「第六条の三第一項」に、「一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合に該当する場合にあつては、当該」を「同法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の」に、「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に改める。

別表第二の十一の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の四百二十二の項、四百二十二の二の項、四百二十五の項及び四百二十五の二の項の改正規定、同表四百二十五の三の項を削る改正規定、同表中四百二十五の四の項を四百二十三の項とし、四百二十五の五の項を四百二十五の四の項とし、四百二十五の六の項を四百二十五の五の項とする改正規定、同表四百五十五の三の項の次に次のように加える改正規定、同表四百六十四の三の項及び四百六十四の五の項の改正規定並びに四百八十一の項の改正規定（同項の下欄の2に係る部分に限る。）は、同年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第七号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項中第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「不動産の取得」の下に「（第四号に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人を設立しようとする者が当該社会福祉法人の設置する保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九條（保育所）に規定する保育所をいう。）の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から一年以内に当該社会福祉法人に譲渡したときにおける当該社会福祉法人を設立しようとする者による当該不動産の取得

四 私立学校法第三条に規定する学校法人又は社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人（以下この号において「学校法人等」という。）を設立しようとする者が当該学校法人等の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から一年以内に当該学校法人等に譲渡したときにおける当該学校法人等を設立しようとする者による当該不動産の取得

第八十六条第二項第一号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第二号中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同項第三号中「前項第七号」を「前項第九号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十号」に改める。

第百五條第一項第三号を次のように改める。

三 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する幼稚園、児童福祉法第三十九条(保育所)に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車

第百十五條第一項第一号中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第八十六条第一項第三号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)に譲渡した不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に社会福祉法人に譲渡した不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の第八十六条第一項第四号の規定は、施行日以後に私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人又は社会福祉法人(以下「学校法人等」という。)に譲渡した不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に学校法人等に譲渡した不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税務課)

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第八号

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例(平成七年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「第三十四条第二項第三号」を「第三十四条第三項第三号」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条第二項第一号」を「第三十四条第三項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第九号

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和四十七年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「焼却施設」を「一般廃棄物処理施設である焼却施設」と、「産業廃棄物処理施設に係る特定施設を有するもの」と「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第71号の4イに掲げる特定施設を有するもの」と

平成3年9月30日以前において特定施設を設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場	平成3年9月30日以前において特定施設を設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場	平成10年6月16日以前において特定施設を設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号の5又は第71号の6に掲げる特定施設を有するもの（繊維工業に係る特定施設を有するものを除く。）	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンによる洗浄施設又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンの蒸留施設を有するもの（繊維工業に係る特定施設を有するものを除く。）	政令別表第1第71号の4ロに掲げる特定施設を有するもの
30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20
30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20
50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40

平成12年2月29日以前において特定施設を設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場	平成13年6月30日以前において特定施設を設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場	平成24年5月24日以前において特定施設を設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場	平成27年4月1日以後に特定施設となつた施設を当該特定施設となつた日前において設置（同日以前において設置の工事を行っている場合を含む。）している工場又は事業場
ジクロロメタンによ	石炭を燃料とする火	界面活性剤製造業に	平成27年4月1日以

る洗浄施設又はジクロロメタンの蒸留施設を有するもの（繊維工業に係る特定施設を有するものを除く。）	力発電施設に係る特定施設を有するもの	係る特定施設又はエチレンオキサイド若しくは1，4-ジオキサンの混合施設を有するもの	後の政令の改正により新たに特定施設となつた施設を有するもの
30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20
30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20	30 〔日間平均〕 20
50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40

を「平成3年10月1日現在における水質汚濁防止法施行令」を「政令」に改める。

別表中「焼却施設」を「一般廃棄物処理施設である焼却施設」と、「水質汚濁防止法施行令別表第1第71号の5」を「政令別表第1第71号の5」と、「平成3年10月1日現在における水質汚濁防止法施行令」を「政令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の規定は、この条例の施行の際現に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十八号の二、第六十三号の三、第六十六号の二若しくは第七十一号の四口に掲げる特定施設、同表第七十一号の五に掲げる特定施設（ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。）又は同表第七十一号の六に掲げる特定施設（ジクロロメタンの蒸留施設に限る。）のみを設置している特定事業場（設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排水については、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

栃木県生活環境の保全等に関する条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十号

栃木県生活環境の保全等に関する条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例

（栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第一条 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、「。次条において「法」という。」を削り、「回収及び破壊の促進」を「使用の合理化（同条第六項に規定する使用の合理化をいう。）及び特定製品（同条第五項に規定する特定製品をいう。以下同じ。）に使用されるフロン類の管理の適正化（同条第九項に規定する管理の適正化をいう。）」に改める。

第五十五条中「法第二条第四項に規定する」を削り、「充てんされ、」を「充填され、」に、「充てんされていた」を「充填されていた」に改める。

（栃木県手数料条例の一部改正）

第二条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の二の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改め、同表五十二の三の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（環境保全課）

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十一号

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

第三条第一号中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（保健福祉課）

栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第十二号

栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十九年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イからハまでの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（医療政策課）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第十三号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第八条において同じ。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「及び第一号訪問事業」に改め、

同条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十五号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第六条第一項から第四項までに規定する」を「市町村が定める第一号訪問事業の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する」を「市町村が定める第一号訪問事業の」に改める。

第十四条中「第十三条第九号」を「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号」に改める。

第四十三条第三項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第四十五条において同じ。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第四十三条第一項及び第二項に規定する」を「市町村が定める第一号訪問事業の」に改める。

第四十五条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第四十五条第一項に規定する」を「市町村が定める第一号訪問事業の」に改める。

第四十九条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十五号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改める。

第六十四条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十五条第五項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第八十条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十五条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項の訪問リハビリテーション計画又は第四百四十一条第一項の通所リハビリテーション計画の作成

のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、当該利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供すること。

第八十六条に次の一項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通して、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四百四十一条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第百二条において同じ。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「及び指定介護予防通所介護」を「及び第一号通所事業」に改め、同条第八項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第九十八条第一項から第七項までに規定する」を「市町村が定める第一号通所事業の」に改める。

第百二条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第百条第一項から第三項までに規定する」を「市町村が定める第一号通所事業の」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 前項ただし書の場合において、指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を、当該サービスの提供の開始前に、知事に届け出るものとする。

第百十一条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百十一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第百二条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の措置に準じた措置を講じなければならない。

第百十二条第二項第五号中「次条において準用する第四十条第二項」を「前条第二項」に改める。

第百十三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に改める。

第百十五条第一項中「おいて、」を「おいて」に改め、「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百十九条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合において、指定療養通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を、当該サービスの提供の開始前に、知事に届け出るものとする。

第百三十条第二項第六号中「第四十条第二項」を「第百十一条の二第二項」に改める。

第百三十一条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第百十一条」を「第百十一条の二」に、「読み替える」を「第百十一条の二第四項中「第百二条第四項」とあるのは「第百十九条第四項」と読み替える」に改める。

第百三十二条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第百二十四条において同じ。）」に、「及び基準該当介護予防通所介護」を「及び第一号通所事業」に改め、同条第七項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第百十二条第一項から第六項までに規定する」を「市町村が定める第一号通所事業の」に改める。

第百三十四条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第百十五条第一項から第三項までに規定する」を「市町村が定める第一号通所事業の」に改める。

第百三十五条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで」に、「第五十六条」を「第四十一条、第五十六条」に改める。

第百三十六条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百四十条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供すること。

第百四十一条に次の一項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加するものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたりリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百六十五条に次の一項を加える。

- 2 利用者の状況及びその家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百八十二条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に、「又は」を「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所又は」に改める。

第百八十八条中「読み替える」を、「第百六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」に改める。

第二百十七条第三項を削る。

第二百十八条第二項第二号イ中「利用者及び」を「利用者の数及び」に、「うち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第二条第一項第二号に規定する要支援二に該当する者の数」を「数に十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービス利用者のうち同項第一号に規定する要支援一に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上」を削り、同条第七項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 削除

第二百三十六条第二項第八号を削る。

第二百四十七条第二項第十号を削る。

第二百四十八条中「第二百二十二条」の下に、「第二百二十四条」を加える。

第二百五十八条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第五十条）

第二節 人員に関する基準（第五十一条・第五十二条）

目次中 第三節 設備に関する基準（第五十三条）

第四節 運営に関する基準（第五十四条―第五十六条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十七条―第六十条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条―第六十五条）

「第七章 介

第一節

第二節

を「第二章 削除」に、「第五十二条」を「第五十一条の二」に、

第三節

第四節

十二条）

第五節

」

第六節

介護予防通所介護

基本方針（第九十七条）

人員に関する基準（第九十八条・第九十九条）

設備に関する基準（第一百条）

を「第七章

運営に関する基準（第一百一条―第一百八条）

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百九条―第一百二十二条）

基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百十三条―第一百十六条）

削除」に、「第一百二十条」を「第一百十九条の二」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 削除

第二章第一節から第六節までの節名を削る。

第五条から第四十七条までを次のように改める。

第五条から第四十七条まで 削除

第四十九条第三項中「指定居宅サービス等基準条例」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）」に改める。

第三章第四節中第五十二条の前に次の十二条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十五条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十一条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十一条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十一条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対し行われていない等の場合であつて、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十

日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十一条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十一条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十一条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の利用者が介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十一条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第五十一条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十一条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五十一条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した文書又はこれに準ずる文書に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第五十五条中「運営規程」を削り、「規程を」を「規程(第五十五条の四において「運営規程」と)に改め、同条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者により指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第五十五条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十五条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第五十五条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者が利用者に当該指定介護予防訪問入浴介護事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防支援事業者又はその従業者に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第五十五条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、